七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）					
七〇・一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨				八%	B10 A
七〇・一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）					
七〇・一八・九〇	その他のもの					
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの					
	その他のもの				六・六%	B5 A A
七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）					
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品					
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を貼った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣					
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のため一時的に糸に通したものを含む。）					
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）					
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）					
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）					
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉					
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）					
七一〇七・〇〇	銀を貼った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）					
七一・〇八	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）					
七一〇九・〇〇	金を貼った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）					
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）					
七一一一・〇〇	白金を貼った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）					
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を貼ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）					
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）					
七一一三・一一	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）					
	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）				二・〇八%	B10 A
	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）				二・〇八%	B10 G
七一一三・一九	白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は貼ってあるかないかを問わない。）				二・一六%	B10 G
	その他のもの				二・一六%	B10 G
	貴金属を貼った卑金属製のもの					
七一一三・二〇	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）					
七一・一四	その他の製品（貴金属製又は貴金属を貼った金属製のものに限る。）					
七一・一五	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品					
七一・一六	身辺用模造細貨類					
七一・一七	貨幣					
七一・一八						
第七二類	鉄鋼					

第七三類	鉄鋼製品					
第七四類	銅及びその製品					
七四〇一・〇〇	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）					
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅					
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊					
	精製銅					
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片					
七四〇三・一二	ワイヤバー					
七四〇三・一三	ビレット					
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの					
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの					
七四〇三・一九	その他のもの					
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの					
	精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）					
	その他のもの	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その従価税率が三%より高いときは、当該従価税率）	B7	A	A	A
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの					
七四〇三・二一	銅合金					
七四〇三・二二	銅・亜鉛合金（黄銅）					
七四〇三・二九	銅・すず合金（青銅）					
七四〇四・〇〇	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）	一キログラムにつき、課税価格と五〇〇円との差額（その従価税率が三%より高いときは、当該従価税率）	B10	A	A	A
七四〇五・〇〇	銅のくず					
七四・〇六	銅のマスターアロイ					
七四・〇七	銅の粉及びフレーク					
七四・〇八	銅の棒及び形材					
七四・〇九	銅の線					
七四・一〇	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）					
	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏貼りしてあるかないかを問わない。）					
七四・一一	銅の管					
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）					
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）					
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品					